

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成27年12月28日)

T-CAS

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年12月28日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

鍋嶋 明人(なべしま あきひと)

神内 茂樹(じんない しげき)

佐藤 好邦(さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

H27.12.28

通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		通知日
No.1	H20	H21.3.31	第5号	指摘	スポーツ施設使用料の返還に係る取扱いを明確にすべきもの	P4	創造都市推進局	スポーツ振興課	H27.11.25
No.2	H26	H27.3.31	第9号	指摘	業務委託契約に係る適正な事務処理について	P7	健康福祉局	障がい福祉課	H27.12.1
No.3	H27	H27.6.30	第20号	指摘	支出命令に係る事務処理について	P6	都市整備局	住宅課	
No.4				指摘	市営住宅使用料の減免に係る事務処理について	P7			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.1

監査実施年度／監査対象		平成20年度／市民政策部	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	平成21年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	スポーツ施設使用料の返還に係る取扱いを明確にすべきもの		
内 容	<p>高松市スポーツ施設条例施行規則第10条では、スポーツ施設使用料の返還できる場合及びその額について、天災地変その他使用料を納付した者の責めによらない理由で使用ができなくなったときは全額、また、使用開始日の1週間前までに使用取消届を提出した場合などは6割以内で市長の定める額を返還することができる」と規定しているが、屋外競技大会の予備日の使用中などに係る事務取扱で一部明確でないものが見受けられたので、今後においては、適切で統一的な取扱いがなされるよう返還事務取扱要領を定めるなど、規定に基づく事務を行われたい</p>		
公表文該当ページ	4ページ		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki20/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
結 果	<p>高松市スポーツ施設条例の一部改正に伴い、平成27年4月1日から、高松市スポーツ施設の使用料の収受及び返還事務等については、指定管理者の公益財団法人高松市スポーツ振興事業団が行っています。</p> <p>事業団では、条例改正に伴い、高松市スポーツ振興課と協議した上で、新たに高松市スポーツ施設管理運営規程を制定しました。</p> <p>本件指摘事項については、条例及び規程に基づき、予備日が不要になったときは、本番当日に返還手続をすることで、既納の利用料の全額を返還することとしています。</p> <p>なお、この予備日の取扱いについては、高松市スポーツ施設の優先予約取扱基準により、高松市又は高松市教育委員会等が主催、共催する大会又は行事の場合に承認しているものです。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.2

監査実施年度／監査対象	平成26年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成27年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年12月1日
指摘・意見の項目	業務委託契約に係る適正な事務処理について		
内 容	平成26年度高松市障害者地域活動支援センターⅢ型事業委託料に係る支出負担行為については、契約書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結する場合は、適正に添付されたい。		
公表文該当ページ	7ページ		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
結 果	平成27年度高松市障害者地域活動支援センターⅢ型事業委託料に係る支出負担行為の決裁において、契約書（案）を添付し、適正に事務処理を行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.3

監査実施年度／監査対象		平成27年度／都市整備局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第20号	告 示 日	平成27年6月30日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	支出命令に係る事務処理について		
内 容	支出命令に係る事務処理については、請求書の首標金額を修正しているものが見受けられたので、適正に処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	6ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/630.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	都市整備局 住宅課
結 果	本件指摘事項については、平成27年7月に、係ごとにリスクマネジメント会議を開催し、今後は、首標金額を含め請求書は決して修正しないことについて、所属職員に周知・徹底し、事務処理の適正化に努めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.4

監査実施年度／監査対象		平成27年度／都市整備局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第20号	告 示 日	平成27年6月30日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年12月1日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市営住宅使用料の減免に係る事務処理について		
内 容	<p>市営住宅使用料の減免に係る事務処理について、住宅扶助停止による減免であるにも関わらず、添付の生活保護受給証明に住宅扶助の記載のあるものが見受けられた。住宅扶助停止の事実については、生活福祉課に確認済みとのことであるが、決裁にその旨の記載はなく、疑義を生じる可能性があるため、適切に処理されたい。</p> <p>また、損傷・老朽化による修繕のための転居の場合における減免額の端数処理について、高松市市営住宅使用料等の減免及び徴収猶予取扱要領の規定とは異なる取扱いとなっているものが見受けられたため、適正に処理されたい。</p>		
公表文該当ページ	7ページ		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/630.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	都市整備局 住宅課
結 果	<p>住宅扶助停止による減免については、平成27年7月から、同様の事例が生じた場合には、決裁に経緯を記載するよう改めた。</p> <p>また、損傷・老朽化による修繕のための転居の場合の減免額については、取扱要領どおりの適用を順守できるよう、平成27年7月から、担当者及び担当係長で二重にチェックする体制を確立し、事務処理の適正化に努めた。</p>